

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 会費規程

平成27年 1月25日 理事会決議
最終改正 2022年 3月28日 理事会決議
2022年 4月 1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人）定款第8条により、本法人の入会金および会費に関する基本的事項について定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は、以下のとおりとする。

会員種別によらず 0円

(会費)

第3条 会費は、以下のとおりとする。

(1)正会員 個人 年額15,000円

(2)一般会員 個人 年額 5,000円

(3)賛助会員 個人 一口 5,000円 年1口以上

法人 一口10,000円 年2口以上

(4)名誉会員 個人・法人の別によらず0円

ただし、議決権の付与を希望する場合、正会員会費と同額を支払うことにより議決権を有することができる。

2 この法人の会費は、消費税法基本通達5-5-3により消費税は課税されないものとして取り扱う。

(入会初年度の会費)

第4条 個人である正会員・一般会員・賛助会員の入会初年度の年会費は、次の定めによる。

(1)4月1日から6月30日までに入会 年会費（第3条に定める額、以下本条において同じ）の全額

(2)7月1日から9月30日までに入会 年会費に4分の3を乗じた額

(3)10月1日から12月31日までに入会 年会費に2分の1を乗じた額

(4)1月1日から3月31日までに入会 年会費に4分の1を乗じた額

(会費負担発生の日)

第5条 毎年4月1日現在会員であるものは、第3条に定める会費を納入しなければならない

(会費の徴収事務)

第6条 会費の徴収事務は事務局が行い、毎年4月1日付で会費納入依頼（請求書）を送付する。

(会費の納付期限)

第7条 会費は、毎年7月末日までに支払わなければならない。

(会費の納付方法)

第8条 会費は第6条に定める会費納入依頼（請求書）により指定された方法で納付しなければならない。

2 事務局は第6条に定める会費納入依頼（請求書）において、会費の納付方法を次の各号のうちから1以上指定し、かつ、支払に必要な手数料の負担者および領収書の発行方を指定して請求を実施するものとする。

(1)収納代行企業を経由した専用払込書によるマルチメディアステーション設置店舗における払込（コンビニ払）

(2)法人保有の銀行口座への振込または払込（銀行振込）

(3)現金による納付（現金払い）

(支払猶予)

第9条 会員は、特段の事情がある場合は、支払の猶予を願い出ることが出来る。

2 前項の支払の猶予を受けようとするときは、事務局に対して、納付期限までに申し出なければならない。

3 事務局は、前項により申出があった場合、理事会の許可を得て、支払の猶予を承認することが出来る。

(会費の減免)

第10条 会員が次の各号に該当した場合、請求書の到来後にその減免を願い出ることができる。

- (1) 疾病もしくは傷病による長期療養によりその収入が途絶えたとき
 - (2) 自然災害および火災に罹災したとき
 - (3) その他、真にやむを得ない事情により会費を支払う事ができなくなったとき
- 2 第1項第2号にいう自然災害とは、平成10年法律第66号「被災者生活再建支援法」第2条第1号の規定を援用するとともに、原子力災害を含むものとする。
- 3 第1項の支払猶予または分割支払の願出は、指定の様式をもって納付期限までにしなければならない。
- 4 理事会は、前項により願い出があった場合、審査の上許可することができる。

(督促)

第11条 事務局は、会費が納入期限までに支払われない場合は、督促を行う。

- 2 督促にかかる諸費用は督促を受けた会員の負担とし、督促時の会費とあわせて支払うものとする。
- 3 前項の諸費用は、理事会が別に定めて告示する。

(細則)

第12条 法人は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる。

- 2 細則は事務局において定め、理事会において承認することにより発効する。

(改正)

第13条 この規程は定款第57条の定めにより、理事会の議決を経て理事長が改正する。

- 2 定款第8条に定めにより理事会が会費の額を決定したとき、この規定の第2条、第3条および第4条は前項の手続きを経たとみなし、当然に改正される。

(付則)

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。
- 2 2021年度第4回理事会(2022年3月28日開催)において改正したこの規程は、2022年4月1日より施行する。

(会費規程 以上)

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 会費規程第11条第3項に基づく理事会告示

2022・03・28NF告示第1号

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク(以下、法人という)理事会は、法人会費規程第11条第3項の定めにもとづき、督促にかかる諸費用を次のとおり定め告示する。

○督促にかかる諸費用の額 金1,200円(うち消費税109円:税率10%を含む)

- 付則
1. 会費の請求にあたっては、期限までに支払わないときは、上記費用が発生する旨明記して請求すること。
 2. 2023年4月1日よりこの告示によるものとし、前日までは平成27年1月25日理事会決定の告示によるものとする。

(以下余白)